○土壌汚染対策法の概要

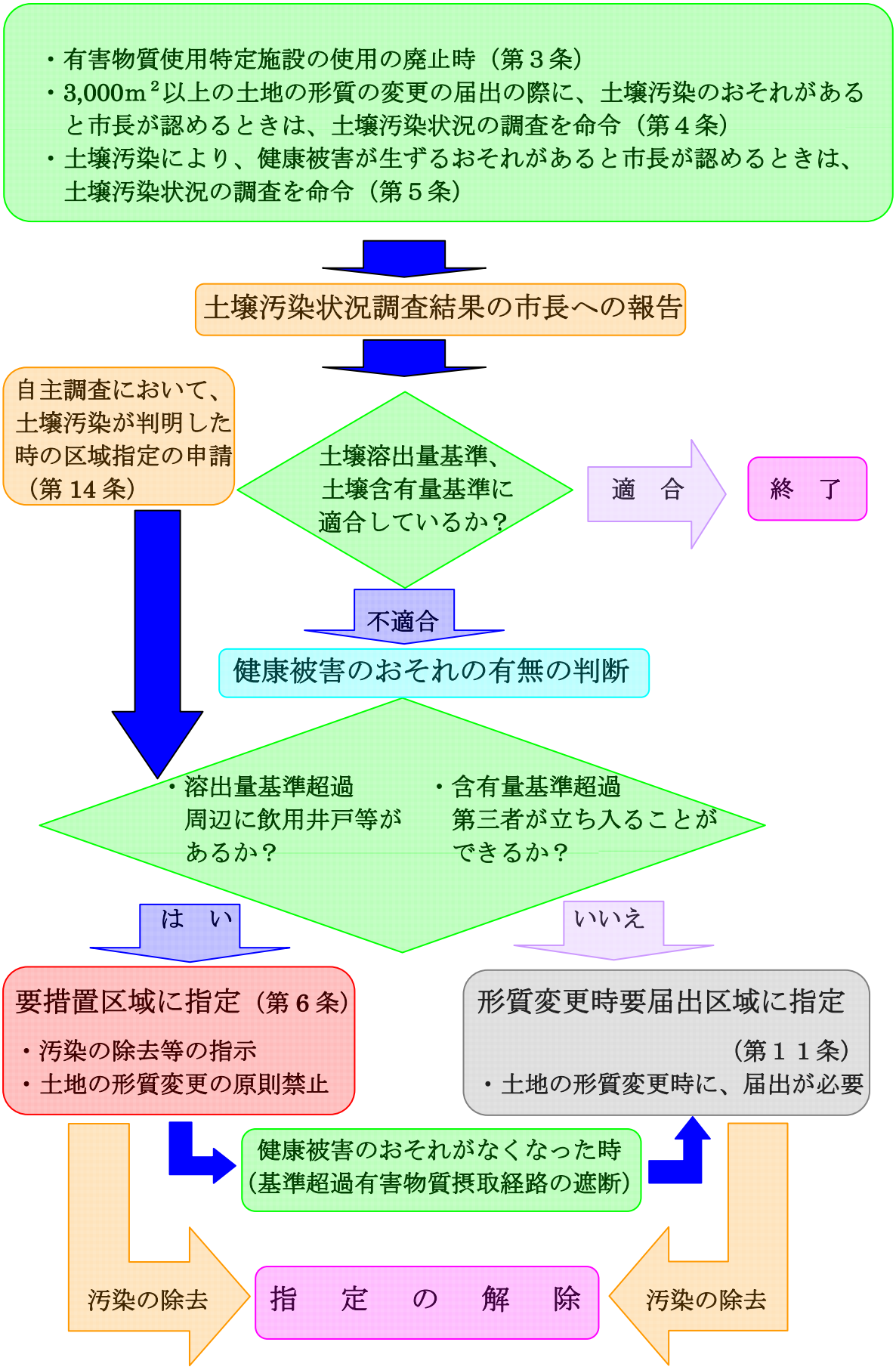
・有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第３条）
・3,000m²以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると市長が認めるときは、土壌汚染状況の調査を命令（第４条）
・土壌汚染により、健康被害が生ずるおそれがあると市長が認めるときは、土壌汚染状況の調査を命令（第５条）
土壌汚染状況調査結果の市長への報告
自主調査において、土壌汚染が判明した時の区域指定の申請（第 14 条）
土壌溶出量基準、土壌含有量基準に適合しているか？
適　合
終　了
不適合
健康被害のおそれの有無の判断
・溶出量基準超過
周辺に飲用井戸等があるか？
・含有量基準超過
第三者が立ち入ることができるか？
は　い
いいえ
要措置区域に指定（第６条）
・汚染の除去等の指示
・土地の形質変更の原則禁止
形質変更時要届出区域に指定
（第１１条）
・土地の形質変更時に、届出が必要
健康被害のおそれがなくなった時
(基準超過有害物質摂取経路の遮断)
汚染の除去
指　定　の　解　除
汚染の除去